

証券コード 1408
平成 30 年 6 月 29 日

株 主 各 位

東京都江東区木場一丁目 5 番 25 号
サムシングホールディングス株式会社
代表取締役社長 前 俊守

株式移転に伴う当社株式のお取り扱いについて

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 28 日（木）に開催された当社臨時株主総会において、平成 30 年 10 月 1 日（月）を株式移転の日として、ITbook 株式会社と共同して、完全親会社となる「ITbook ホールディングス株式会社（以下、「ITbook ホールディングス」といいます。）」を設立し、当社はその完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、株式移転の日の前日の平成 30 年 9 月 30 日（日）〔ただし、当日および前日は株主名簿管理人の休業日、並びに当社の上場廃止日が平成 30 年 9 月 26 日（水）のため、実質上は平成 30 年 9 月 25 日（火）〕最終の当社株主名簿に記載または記録されました株主様に対し、ご所有株式 1 株に対し 0.95 株の割合をもって ITbook ホールディングスの株式を割当交付いたします。また、ITbook ホールディングスの単元株式数は 100 株となります。

なお、この株式移転の日以前において、株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

敬具

記

1. ITbook ホールディングス株式の割当交付時期および割当株式数の通知方法

平成 30 年 9 月 30 日（日）〔ただし、当日および前日は株主名簿管理人の休業日、並びに当社の上場廃止日が平成 30 年 9 月 26 日（水）のため、実質上は平成 30 年 9 月 25 日（火）〕最終の当社株主名簿に記載または記録されました株主様に対し、ご所有株式 1 株につき 0.95 株の割合をもって、ITbook ホールディングスの株式を割当交付いたします。割当交付されました ITbook ホールディングスの株式は平成 30 年 10 月 1 日（月）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録され、同日以降、ご売却が可能です。なお「株式移転に伴う割当株式数のご通知」は平成 30 年 10 月下旬にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申し上げる予定です。

2. 株式の流通について

当社株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年月日	日程	株式の流通
平成 30 年 9 月 26 日 (水)	当社株式の上場廃止日	この日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。
平成 30 年 10 月 1 日 (月)	株式移転の日	この日以降、ご所有株式 1 株に対し 0.95 株の割合をもって ITbook ホールディングスの株式として売買が可能になります。

3. 単元未満株式の買取・買増請求について

(1) 買取・買増請求について

年月日	買取・買増請求のお取扱い
平成 30 年 9 月 11 日 (火)	買増請求取次ぎの受付は左記日付までになります。
平成 30 年 9 月 21 日 (金)	買取請求取次ぎの受付は左記日付までになります。
平成 30 年 10 月 1 日 (月)	割当後の ITbook ホールディングスの単元未満株式 (100 株未満) につきましては、買取請求取次ぎの受付を再開いたします。取次ぎ依頼時にはお取引の証券会社に割当後の ITbook ホールディングスの単元未満株式数 (100 株未満) の株式数をご報告ください。

※上記の買増請求及び買取請求の受付日程は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

(2) ITbook ホールディングスの単元未満株式の買増請求について

ITbook ホールディングスの定款におきまして買増請求に関する事項を定めていないため、買増請求は行っておりません。ご理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(連絡先) 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町 1 - 1

T E L 0120-232-711 (通話料無料)

(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社にお申出ください。また、証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の特別口座の口座管理機関にお申出ください。